注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。

２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

７　接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

２　ＭＮＰ転送機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：秒）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第３号に掲げる機能をいう。

２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

３　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：回数）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第４号に掲げる機能をいう。

２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

４　音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

		(1)第一種指定電話端末系交換設備	(2)第一種指定中継伝送路設備	(3)第二種指定中継交換設備	(4)第二種指定中継交換設備間伝送路設備	(5)第二種指定電話端末無基局系線地	(6)第二種指定電話端末無基局系線地と二指定電話端末交局の送換設備間伝送路設備	(7)信号用伝送路設備	(8)信号中継交換機	(9)携帯電話の不正利用防止等のための措置を行うサービス制御局	(10)他事業者の気象通信設備と(1)～(9)の間に設置される伝送路設備	(11)設備への帰属が認められないもの	（何）	計
原価（単位：円）	営業費													
	運用費													